

(案)

(公印・契印省略)

統計委第●号  
令和5年●月●日総務大臣  
松本剛明殿統計委員会委員長  
椿 広 計**令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（案）**

統計委員会は、令和6年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

## 記

**1 令和6年度に統計リソースを重点的に配分すべき分野****(1) 第IV期基本計画の推進**

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）（第IV期基本計画）に基づき、以下を重点的に取り組む必要がある。

**(社会経済の変化に対応する公的統計の整備、国際比較可能性の向上)**

経済のデジタル化の把握等に加え、引き続き産業連関表及び国民経済計算のSUT体系への移行、四半期別GDP速報（QE）の精度向上など、社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備を進める。また、令和7年（2025年）をめどに国際連合で採択されることが見込まれる国民経済計算の新たな国際基準（2025 SNA（仮称））の策定プロセスへの積極的な関与、基準採択後できる限り速やかに導入するための検討の強化など、統計の国際比較可能性の向上に取り組む必要がある。

**(品質の高い統計作成のための基盤整備)**

統計の品質管理のための取組を本格化させる。このため、統計作成プロセスの標準化や信頼性の確保に資するシステムの整備、国・地方の統計職員の確保・育成など、品質の高い統計の作成のための基盤整備を早急に進めなければならない。

### **(統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成)**

E B P Mを推進する観点からも、統計データの利活用促進に取り組む必要がある。このため、e - S t a tの機能を充実させるとともに、調査票情報の二次的利用については、オンサイト利用に係る拠点施設の充実及び統計調査の段階的な拡充、リモートアクセス方式の活用など高度にセキュリティを確保した調査票情報の提供などに取り組む。また、ビッグデータや行政記録情報の活用・研究など、多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成にも取り組む必要がある。

## **(2) 業務の集中的な見直しの実施**

以下については、上記(1)を行うとともに、公的統計のD Xを推進するため、既存業務の抜本的な見直しが必要となる場合には、期間を定めてリソースを確保し、集中的な見直しを行わなければならない。

### **(公的統計のD X推進)**

人工衛星データなど統計調査に代わるビッグデータ等の情報ソースの活用に向けた調査研究、統計調査を書面による作業を介さずにデジタルで完結させるための統計調査員のタブレット活用やシステムのクラウド化、回答数に占めるオンライン回答数の割合の目標(令和9年度までの5年間で、基幹統計調査の企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上)達成を目指したシステムの改善など、あるいは地方統計機構の段階から取り組むべき公的統計の品質管理や利活用の強化などについては、これまでの取組の効果を把握し、効果が認められる場合には、集中的に推進すべきである。

### **(調査票情報の二次的利用に係るシステムや体制の整備)**

調査票情報の二次的利用の提供に係る業務については、現在、専ら当該業務を行うためのシステムや体制がなく、いわば調査業務の付帯的な業務となっている。こうした実情を踏まえると、今後、提供の早期化を実現するためには、既存の提供プロセスや各府省のルールにとらわれることなく抜本的な業務の見直しを行いつつ、必要なリソースを確保し、当該業務を行うためのシステムや体制を整備する必要がある。

### (業務改革、働き方改革の推進)

定型的業務の見直しや外部委託の活用推進などの対応を進めることにより職員が品質管理等の重要な業務プロセスに注力できる体制の整備、統計研修の受講の促進、府省別計画に沿った統計データアナリスト等の部内資格の取得、これらを活用した統計職員の専門性向上や活躍の場の拡大といった人材確保と育成のための取組など（国家公務員の定年引上げに伴う一時的な調整のための定員の活用を含む。）、業務改革、働き方改革を職員等のニーズを把握しつつ、着実に進めなければならない。

### (3) 国際的な動向の把握と連携・協調の確保

上記(1)を行うに当たっては、公的統計をめぐる国際機関や諸外国の政府機関の動向を把握し、連携・協調を確保する必要がある。

特に、SDGsに関連した指標の整備等に取り組むほか、国際的な議論になっているWell-being指標について、事実に関わる統計調査と意識に関わる社会調査の制度上の位置づけの相違等や総務省（統計委員会担当室）において令和5年度に実施する先行的調査研究の状況を踏まえ、統計調査と意識調査の関連性の分析等に対し、令和6年度に必要なリソースを配分し、更に検討を進める必要がある。

また、我が国が、引き続き国際連合統計委員会において、委員国として国際的な統計分野で発信を行い、世界に貢献するとともに、それを支えることのできる国際的な見識を有する統計職員の育成が必要である。

## 2 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が令和6年度における統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映されるよう、総務省には、本建議の周知、フォローアップ等について、以下のとおり要請する。

- ・ 本建議の内容については、各府省の統計幹事等に十分周知し、これに沿った統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、「令和6年度各府省統計調査計画等審査」においても活用し、それらの結果を統計委員会に報告すること。
- ・ 令和6年度の政府予算案等の決定後、各府省における既存リソースの再配分を含む統計リソースの確保の状況を速やかに把握し、統計委員会における建議のフォローアップのために、その結果を報告すること。